

伊予市制 20 周年記念レガシー事業費補助金交付要綱

令和 8 年 5 月 14 日
伊予市告示第 173 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊予市制 20 周年記念事業（以下「記念事業」という。）において得られた成果を次代へ引き継ぐことを目的として、市民で構成される団体（以下「市民団体」という。）が実施する伊予市制 20 周年記念レガシー事業に対し、予算の範囲内において伊予市制 20 周年記念レガシー事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「市民団体」とは、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に通学する者、市内で事業を営む者及び市内で活動する者で構成される団体をいう。

(補助事業者)

第 3 条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する市民団体とする。

- (1) 活動の拠点が市内にあること又はその活動が主に市内で行われていること。
- (2) 定款、規約、会則等を有していること。
- (3) 継続的な活動が期待できる団体であること。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体ではないこと。

(補助事業)

第 4 条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当するものとし、1 団体につき 1 年度当たり 1 事業に限るものとする。

(1) 次のアからオまでに掲げる事業のいずれかに該当すること。

ア 地産地消を推進する事業

イ 地域資源を活用した地域おこし事業

ウ スポーツを通じた健康増進事業

エ 郷土の偉人顕彰事業

オ 子どもを対象とした職業体験又は文化芸術体験事業

(2) 広く参加者を募り、開かれた事業であること。

(3) 地域の人材及び資源を活用する事業であること。

(4) 事業に実現性及び継続性が見込まれるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業活動は、補助事業としない。

(1) 単なる集客のためのイベントに類するもの

(2) 国又は地方公共団体からの補助金等の交付を受けている事業

(3) 構成員の親睦又は趣味の活動を目的とする事業

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請は、市長が別に定める期間までに、様式第1号により行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 規則第8条に規定する承認の申請は、様式第3号により行うものとする。ただし、次に掲げる場合は不要とする。

(1) 補助対象経費の20パーセント以内の減額をしようとするとき。

(2) 事業費、財源、事業期間等の軽微な変更をしようとするとき。

(変更等の承認の決定)

第9条 規則第9条第2項に規定する通知は、補助事業の変更にあつては様式第4号により、中止及び廃止にあつては様式第5号により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項に規定する報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第6号により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 11 条 規則第 13 条に規定する通知は、様式第 7 号により行うものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、精算払にあつては様式第 8 号により、概算払にあつては様式第 9 号により行うものとする。

(審査委員会の設置)

第 13 条 市長は、補助事業の選考及び審査を行うため、伊予市制 20 周年記念レガシー事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 14 条 審査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 企画振興部長
- (3) 市民福祉部長
- (4) 産業建設部長
- (5) 教育委員会事務局長

2 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長、副委員長は企画振興部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を招集する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 15 条 審査委員会は、委員長が会議の議長となる。

2 審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

4 審査委員会の議事は、出席委員（委員長を除く。）の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 やむを得ない理由により審査委員会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し出席させることができる。

(審査)

第 16 条 審査委員会は、別表第 2 に定める審査基準に基づき、書類審査等を実施し、その結果を市長に報告する。

(庶務)

第 17 条 審査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 14 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の額
(1) 報償費 外部講師及び有識者への謝金 (2) 旅費 外部講師及び有識者の交通費 (3) 需用費 ・消耗品費、燃料費、印刷製本費 ・地産地消や食材の栄養価の普及啓発を目的とする事業等における食材費 (4) 役務費 通信運搬費、広告料、手数料、保険料 (5) 使用料及び賃借料 会場や施設の使用料、機械・備品の賃借料、車両借上料 (6) 食糧費 ・外部講師の弁当代 ・ボランティアの飲料水に係る経費 (7) 原材料費 物品生産のための原料、工事工作等のための材料 (8) 備品購入費 補助事業に継続して使用するものに係る備品購入費（1点当たりの単価が2万円を超えないものに限る。） (9) その他市長が必要と認める経費	5分の4	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額 （1,000円未満の端数切捨て）

注）次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体の運営に充てられる経費
- (2) 飲食を目的とする会合等の経費
- (3) スタッフの移動等に係る経費
- (4) スタッフ、ボランティア等への謝礼等に係る経費
- (5) 備品等の修繕に係る経費
- (6) 他団体に対する助成及び補助経費
- (7) 個人の利益となるものに要する経費（イベント参加者への景品等）
- (8) その他市長が適当でないと認める経費

別表第 2 (第 16 条関係)

審査基準

審査項目	内 容	評価点
公益性	広く参加者を募り、開かれた事業か	各項目に 1～5 点で採点 5 高く評価できる 4 評価できる 3 平均的・普通 2 あまり評価できない 1 評価できない
地域資源の活用	地域の人材及び資源を生かした魅力的な事業か	
実現性・継続性	十分な計画があり、事業実施に実現性や継続性があるか	
波及効果	事業実施による効果が地域に波及し、継続・定着するための工夫があるか	
組織の健全性	設立目的が明確で、事業を実施する体制が作られているか	
合計		25

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

伊予市長 様

住 所

団体名

代表者住所

代表者氏名

電 話

伊予市制 20 周年記念レガシー事業費補助金交付申請書

年度において、伊予市制 20 周年記念レガシー事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 補助金の交付申請額 円

3 関係書類

- (1) 団体概要書（別紙 1）
- (2) 事業計画書（別紙 2）
- (3) 収支予算書（別紙 3）
- (4) 定款、規約、会則等
- (5) 会員名簿

別紙 1

団体概要書

団 体 名	(フリガナ) -----
団体の事務所 所在地等	〒 電 話： F A X： メール：
代 表 者	(フリガナ) ----- 〒 電 話： メール：
設立年月日	年 月 日
設立目的	
主な活動内容	
主な活動場所	
団体に対する 他の補助金の 有無等	有 ・ 無 ※有の場合 ()
これまでの活 動経緯・実績	
会員数	人 (会員以外にボランティア 人が協力) ※会員名簿を添付してください。(非公開) 当該名簿に記載された個人情報については、目的外には使用しません。

別紙 2

事業計画書

事業名	
該当事業 <input type="checkbox"/> にチェックを入れて てください（複数可）	<input type="checkbox"/> 地産地消を推進する事業 <input type="checkbox"/> 地域資源を活用した地域おこし事業 <input type="checkbox"/> スポーツを通じた健康増進事業 <input type="checkbox"/> 郷土の偉人顕彰事業 <input type="checkbox"/> 子どもを対象とした職業体験又は文化芸術 体験事業
事業実施区域・会場	
事業の動機	
事業の目的	
事業の内容	
事業のスケジュール	
期待される効果	
事業の特色 アピールポイント	
今後の継続、発展性 （運営体制を含む）	

別紙 3

収支予算書

収入の部

科目	予算額	積算内訳
合計		

支出の部

科目	予算額	予算額のうち 本補助事業充 当額	積算内訳
合計			

※見積書が必要なものは、添付してください。

※補助金充当額は、補助金の限度額を超えないよう留意してください。

伊予市指令第 号
年 月 日

様

伊予市長



伊予市制20周年記念レガシー事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、伊予市制20周年記念レガシー事業費補助金については、次のとおり決定したので通知します。

- | | | |
|----------|---|----|
| 1 交付年度 | | 年度 |
| 2 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額 | 金 | 円 |
| 4 不交付の理由 | | |

5 補助金交付の条件

- (1) 伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号）及び伊予市制20周年記念レガシー事業補助金交付要綱（令和8年伊予市告示第173号）に従うこと。
- (2) 補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (5) 市長が必要と認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査を行い、若しくは補助事業者に報告を求めることがあること。
- (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すこと。
- (7) 補助金の全部又は一部を取り消された場合で、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る部分に係る補助金の全部又は一部に相当する額を市に返還すること。補助金の額の確定後においても同様とする。
- (8) 補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (9) 補助事業完了後においても、市長が必要と認める範囲で補助事業に係る事業の実績について報告を求めることがあること。

年 月 日

伊予市長 様

住 所
 団体名
 代表者住所
 代表者氏名
 電 話

伊予市制 20 周年記念レガシー事業費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定を受けた伊予市制 20 周年記念レガシー事業について、次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

事業名		
変更内容		
（変更・中止・廃止）理由		
補助対象経費	変更前	
	変更後	
補助金交付決定額		
補助金変更交付申請額		
（変更・中止・廃止）予定年月日		
添付書類		(1) 変更後の事業計画書(様式第 1 号別紙 2) (2) 変更後の収支予算書(様式第 1 号別紙 3) (3) 見積書の写し又は金額を証明する書類 (4) その他市長が必要と認める書類

伊予市指令第 号
年 月 日

様

伊予市長



伊予市制20周年記念レガシー事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった伊予市制20周年記念レガシー事業費補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付年度		年度
2 補助対象経費	金	円
3 補助金の額（変更前）	金	円
	（変更後）	金 円
4 特記事項		

5 補助金交付の条件

- (1) 伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号）及び伊予市制20周年記念レガシー事業補助金交付要綱（令和8年伊予市告示第173号）に従うこと。
- (2) 補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (5) 市長が必要と認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査を行い、若しくは補助事業者に報告を求めることがあること。
- (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すこと。
- (7) 補助金の全部又は一部を取り消された場合で、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る部分に係る補助金の全部又は一部に相当する額を市に返還すること。補助金の額の確定後においても同様とする。
- (8) 補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (9) 補助事業完了後においても、市長が必要と認める範囲で補助事業に係る事業の実績について報告を求めることがあること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

伊予市長



伊予市制 20 周年記念レガシー事業中止（廃止）承認書

年 月 日付けで承認申請のあった伊予市制
20 周年記念レガシー事業の中止（廃止）について、下記のとおり承認します。

記

- 1 事業の中止（廃止）
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

伊予市長 様

住 所

団体名

代表者住所

代表者氏名

電 話

伊予市制 20 周年記念レガシー事業実績報告書

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定を受けた伊予市制 20 周年記念レガシー事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名
- 2 補助金の交付決定額
- 3 事業の成果
- 4 事業完了年月日
- 5 関係書類
 - (1) 事業報告書（別紙1）
 - (2) 収支決算書（別紙2）
 - (3) 事業内容の分かる資料
 - (4) その他市長が必要と認める資料

別紙 1

事業報告書

事業名	
事業の目的	
事業の内容	
事業の成果	
事業の課題	
今後の事業展開	

別紙 2

収支決算書

収入の部

科目	決算額	積算内訳
合計		

支出の部

科目	決算額	決算額のうち 本補助事業充 当額	積算内訳
合計			

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

伊予市長



伊予市制20周年記念レガシー事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊予市制20周年記念レガシー事業費補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

1 交付年度 年度

2 補助金の交付確定額 円

年 月 日

伊予市長 様

住 所
団体名
代表者住所
代表者氏名
電 話

伊予市制 20 周年記念レガシー事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け伊予市 () 第 号で確定通知を受けた伊予市制 20 周年記念レガシー事業費補助金について、次のとおり請求します。

1 事業名

2 請求額 円

内訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 名義人	

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

伊予市長 様

住 所
団体名
代表者住所
代表者氏名
電 話

伊予市制20周年記念レガシー事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定を受けた伊予市制20周年記念レガシー事業費補助金について、次のとおり請求します。

1 事業名

2 請求額 円

内訳

交付決定通知額	円
今回請求額	円
差引残額	円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 名義人	